平成20年度

中山間地域等直接支払制度の実施状況

(見込み)

農村振興局

本実施状況(見込み)は、都道府県からの聞き取りに基づき平成21年1月末現在で取りまとめた概数値です。

平成20年度の中山間地域等直接支払制度の実績については、平成21年6月末までに都道府県からの報告に基づき公表する予定としていますので、今後数値が変わり得ることにご注意をお願いします。

平成 2 1 年 3 月 4 日

農林水産省

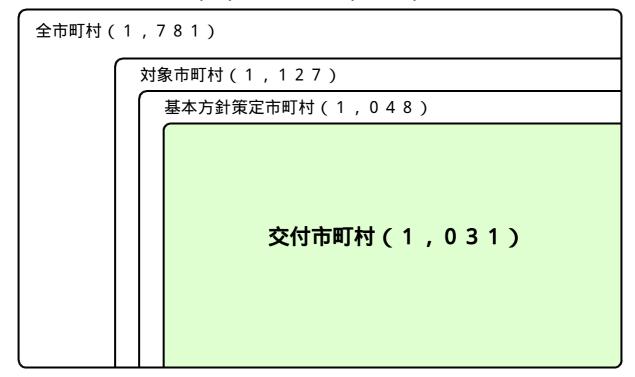
1 交付市町村数

交付金を交付した市町村数(以下「交付市町村数」という。)は、1,031市町村で、対象農用地を有する市町村(以下「対象市町村」という。)1,127の91%になると見込まれます。

交付市町村数

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)	H19 H20の増減 (率)
全市	市町村数	1,821	1,804	1,793	1,781	12 (0.7%)
3	対象市町村数	1,139	1,130	1,128	1,127	1 (0.1%)
	基本方針策定市町村数	1,063	1,057	1,054	1,048	6 (0.6%)
	交付市町村数	1,041	1,040	1,038	1,031	7 (0.7%)
	交付市町村率 /	91%	92%	92%	91%	

(図)交付市町村数(見込み)



2 協定数

集落協定と個別協定を合計した協定数は、平成19年度から51協定増加して、28,759協定と見込まれます。

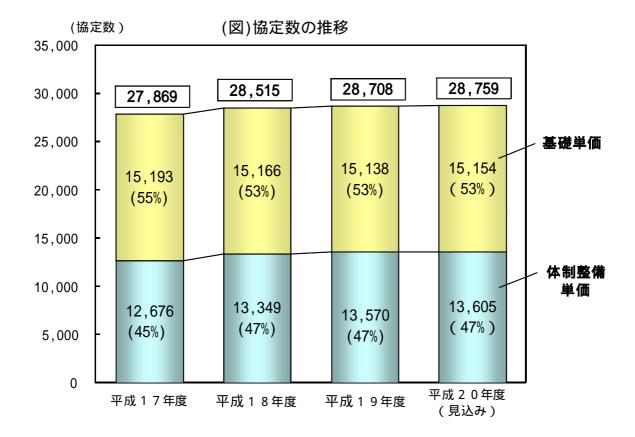
協定数

			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)		H20 (率	の増減)
	計		27,869	28,515	28,708	28,759	51	(0.2 %)
		基礎単価	15,193	15,166	15,138	15,154	16	(0.1 %)
	体制整備単価		12,676	13,349	13,570	13,605	35	(0.3 %)
		集落協定	27,435	28,073	28,253	28,301	48	(0.2 %)
		基礎単価	15,103	15,074	15,047	15,060	13	(0.1 %)
		体制整備単価	12,332	12,999	13,206	13,241	35	(0.3 %)
		個別協定	434	442	455	458	3	(0.7 %)
		基礎単価	90	92	91	94	3	(3.3 %)
		体制整備単価	344	350	364	364	0	(0.0 %)

集落協定とは、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。 個別協定とは、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において利用権の設定等や 農作業受委託契約に基づき締結する協定。

基礎単価とは、適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価。

体制整備単価とは、適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価。



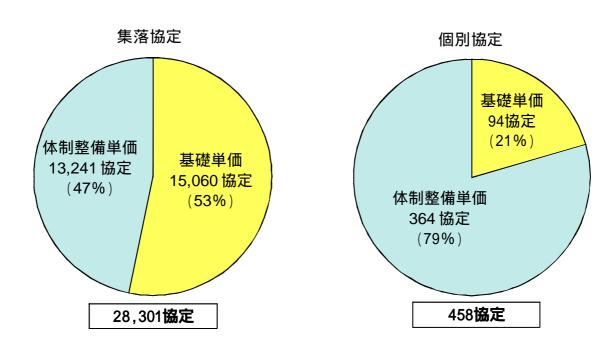
(1)集落協定

集落協定数は、平成19年度から48協定増加して、28,301協定と見込まれます。 また、このうち農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進す る体制整備単価に取り組んだ協定は、平成19年度から35協定増加して13,241協 定と見込まれます。

(2)個別協定

個別協定数は、平成19年度から3協定増加して、458協定と見込まれます。

(図)単価別の協定数(見込み)



単価別の協定数(見込み)

		全体			集落協定		個別協定			
	協定数	基礎単価	体制整備 単価	協定数	基礎単価	体制整備 単価	協定数	基礎単価	体制整備 単価	
全国	28 , 759	15,154	13,605	28,301	15,060	13,241	458	94	364	
北海道	407	98	309	406	98	308	1	0	1	
都府県	28,352	15,056	13,296	27,895	14,962	12,933	457	94	363	

3 交付金交付見込面積等

(1)交付見込面積

交付金の交付が見込まれる面積(以下「交付見込面積」という。)は、664,418haと見込まれます。

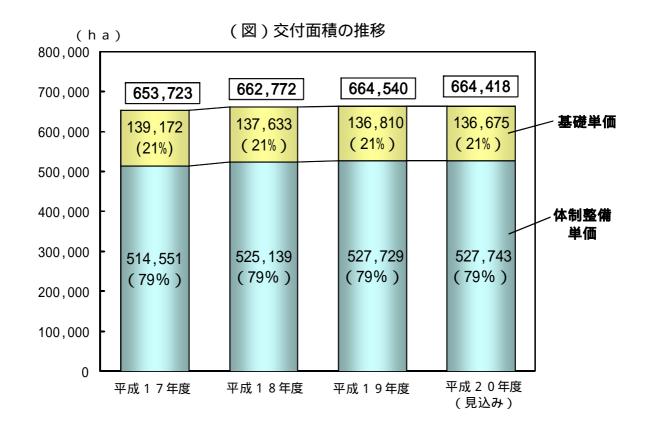
また、交付見込面積のうち、体制整備単価に取り組んだ面積は、平成19年度から14ha増加して、527,743haと見込まれます。

交付面積 (単位: ha)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)	H19 H20の増減 (率)
Ż	付象農用地面積	801,483	805,196	806,849	809,973	3,124 (0.4%)
	交付面積	653,723	662,772	664,540	664,418	122 (0.0%)
	基礎単価	139,172	137,633	136,810	136,675	135 (0.1%)
	体制整備単価	514,551	525,139	527,729	527,743	14 (0.0%)
3	交付面積率 /	81.6%	82.3%	82.4%	82.0%	

ラウンドの関係で計が合わない場合もある。

対象農用地面積は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2の(1)から(5)の基準に該当する農用地のうち、市町村が対象農用地として基本方針に記載している農用地面積。



(2)加算見込面積

担い手等への農作業の受委託、法人の設立等のより積極的な取組を行う場合において、別途単価が加算される見込面積は、平成19年度から829ha増加して延べ13,415haと見込まれます。

加算単価面積(見込み)

(単位:件、ha)

									. • \			
		規模拡大加算		土地利用		耕作放棄地		法人設立加算				計
			V/M T	調整加算		復旧加算		特定農業法人		農業生産法人		(延べ)
			面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	面積
	20年度 見込み	540	2,564	180	3,428	117	81	181	4,606	107	2,737	13,415
全 国	{19年度}	{511}	{1,973}	{182}	{3,432}	{118}	{83}	{162}	{4,372}	{111}	{2,727}	{12,586}
土田	<18年度>	<422>	<1,174>	<169>	<3, 113>	<113>	<89>	<126>	<3,399>	<111>	<2,839>	<10,614>
	(17年度)	(314)	(783)	(164)	2,992	94	75	90	2,470	82	2,082	(8,402)
	20年度 見込み	1	43	-	-	-	-	-	-	-	-	43
北海道	{19年度}	{1}	{43}	-	-	-	-	-	-	-	-	{43}
10/母炟	<18年度>	<1>	<82>	-	-	-	-	-	-	-	-	<82>
	(17年度)	(1)	(82)	-	-	-	-	-	-	-	-	(82)
	20年度 見込み	539	2,521	180	3,428	117	81	181	4,606	107	2,737	13,372
都府県	{19年度}	{510}	{1,930}	{182}	{3,432}	{118}	{83}	{162}	{4,372}	{111}	{2,727}	{12,543}
ᄪᄱᄭᆕ	<18年度>	<421>	<1,093>	<169>	<3, 113>	<113>	<89>	<126>	<3,399>	<111>	<2,839>	<10,532>
	(17年度)	(313)	(701)	(164)	2,992	94	75	90	2,470	82	2,082	(8,320)

ラウンドの関係で計が合わない場合もある。

規模拡大加算は、担い手が新たに利用権等を設定した農用地を5年間以上耕作する場合の加算 土地利用調整加算は、担い手に対し、新たに協定面積の一定割合以上において利用権等を設定 する場合の加算。

耕作放棄地復旧加算は、新たに協定面積の一定割合以上の耕作放棄地を復旧する場合の加算。 法人設立加算は、新たに特定農業法人又は協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生 産法人を設立する場合の加算。

平成20年度中山間地域等直接支払制度の実施状況(見込み)

おいき			六八士	協定数			交付見込面積 (ha)			加算	(参考)
大海道 97 406 1 407 322,173 23,909 298,264 43 25	道	府県名	交付市 町村数	集	個別協定				体制整備単		H19年度
東		_ \\								· '	交付面積(ha)
表 手 34 1,188 46 1,234 22,250 2,485 19,765 805 宝 域 14 26 7 253 2,183 1,130 1,053 51 北 山 形 34 529 16 545 8,567 1,881 6,475 53 東北計 181 4,586 124 4,710 71,717 18,026 53,892 1,520 茨 城 9 148 1 149 762 358 404 - ボ 11 227 4 221 2,079 363 1,717 0 藤馬 21 270 4 221 2,079 363 1,717 0 藤馬 21 270 4 221 2,079 363 1,717 0 藤馬 21 270 4 221 1,795 393 857 3 東京 13 172 3 175 1,135	_				1		,		,		323,040
放 日 22								4 			11,328
大田 14 440 7 293 2,183 1,130 1,053 51	若	手			46	1,234		2,485	19,765		22,184
北山 川 形 34 529 16 545 8,357 1,881 6,475 53 福 島 46 1,414 35 1,449 16,321 5,595 10,727 512 東北計 181 4,586 124 4,710 71,717 18,026 33,692 1,520 万 城 9 148 1 149 762 358 404				246	7	253			•		2,185
現	秋			595	9	604		 	•		11,286
横			34		16	545	8,357	 	6,475	53	8,334
横 木 11 227 4 231 2,079 363 1,717 0 1	福	島	46	1,414	35	1,449	16,321	5,595	10,727	512	16,317
横	東	₹ 北 計	181	4,586	124	4,710	71,717	18,026	53,692	1,520	71,635
群馬 21 270 4 274 1,795 939 857 3 1	茨	城	9	148	1	149	762	358	404	-	760
横 玉 15 62 4 66 269 58 211 2 1	栃	木	11	227	4	231	2,079	363	1,717	0	2,081
横 玉 15 62 4 66 269 58 211 2 2 1 2 2	群	第 馬	21	270	4	274	1,795	939	857	3	1,795
東京			15	62	4	66	269	58	211		265
東 奈川 4 19 - 19 394 4,275 1,161 3,114 2	Ŧ	- 葉	13	172	3	175	1,135	780	354	-	1,129
東 奈川 4 19 - 19 394 4,275 1,161 3,114 2	東	京	2	3	-	3	33	28	5	-	33
山 梨 23 385 9 394 4,275 1,161 3,114 2					-		171	162		-	171
長野 76			23		9					2	4,275
静 回 20 463 3 466 4,156 1,658 2,498 4 回東計 194 3,006 47 3,053 24,793 9,787 15,006 304 新 第 32 996 10 1,006 16,310 3,873 12,437 930 12 12 332 - 332 4,522 1,198 3,324 403 75 11 16 415 5 420 3,459 1,229 2,230 72 1 1 16 415 5 420 3,459 1,229 2,230 72 1 1 1 1 1 1 1 1 1									•		10,107
関東計					† · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			4 	•		4,153
## 第一編								•			24,769
北 富 山 12 332 - 332 4,522 1,198 3,324 403 石 川 16 415 5 420 3,459 1,229 2,230 72 1											16,276
日本	• • • • • • •				•						4,607
陸 福					5				•		3,456
北陸計 67 2,043 18 2,061 26,580 7,047 19,533 1,607 東 岐 阜 23 889 9 898 8,565 3,109 5,456 404 要要 知 8 311 6 317 1,717 1,504 212 8	••••••								•		2,286
東 岐 阜 23 889 9 898 8,565 3,109 5,456 404 要											26,625
要 知 8 311 6 317 1,717 1,504 212 8 三 重 15 200 - 200 1,330 747 583 40 東海計 46 1,400 15 1,415 11,612 5,361 6,251 452 滋 賀 10 101 - 101 1,447 735 711 30 元 章 都 16 498 2 500 5,128 1,723 3,406 334 大 阪 1 2 - 2 25 25 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万						_				_	8,559
画 画 15 200 - 200 1,330 747 583 40 東海計 46 1,400 15 1,415 11,612 5,361 6,251 452 滋	• • • • • • •				•						1,709
東海計 46	多							4			1,709
滋 賀 10 101					15						11,597
示 都 16 498 2 500 5,128 1,723 3,406 334 大阪 1 2 - 2 25 25 25 5 長庫 21 603 1 604 4,851 2,426 2,425 121 余奈良 14 383 1 384 2,788 1,100 1,688 0 和歌山 23 658 6 664 11,992 4,660 7,332 1 元畿計 85 2,245 10 2,255 26,230 10,668 15,562 487 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日					10	, -					1,448
大阪 1 2 - 2 25 25	•••••			·····	- 2			1	•		5,127
無機				·····					3,400	334	25
無機 奈良 14 383 1 384 2,788 1,100 1,688 0 1 384 歌山 23 658 6 664 11,992 4,660 7,332 1 1 近畿計 85 2,245 10 2,255 26,230 10,668 15,562 487					- 1			.	2 425	101	
和歌山 23 658 6 664 11,992 4,660 7,332 1 5											4,739
近畿計 85 2,245 10 2,255 26,230 10,668 15,562 487	小	ᄗᆒ			•				•		2,785
鳥 取											11,984
中 島 根 20 1,401 51 1,452 13,691 2,780 10,911 1,825 回 山 25 1,444 10 1,454 11,403 6,207 5,196 241	É			,		 		· · · · · ·			26,108
岡 山 25 1,444 10 1,454 11,403 6,207 5,196 241				·····				1	•		7,162
四 日 25 1,444 10 1,454 17,405 0,207 3,196 241					T						13,697
山 口 18 915 11 926 12,571 2,443 10,128 1,439 徳 島 17 656 12 668 4,436 2,258 2,178 4 番 川 11 454 - 454 2,886 2,017 868 20 愛 媛 18 1,086 3 1,089 16,142 5,174 10,968 138 高 知 31 784 6 790 7,080 2,242 4,839 2 中 四 計 174 8,841 173 9,014 95,283 35,569 59,714 6,843 中 四 計 174 8,841 173 9,014 95,283 35,569 59,714 6,843 任 賀 18 531 - 531 8,214 2,967 5,247 11 九 長 崎 21 897 7 904 7,020 2,891 4,128 24 熊 本 35 1,364 19 1,383 32,567 10,949 21,618 151 大 分 17 1,073 33 1,106 14,655 3,822 10,833 1,707 月 宮 崎 24 449 - 449 5,750 667 5,083 34 鹿 児 島 28 764 1 765 7,367 3,161 4,206 188 九 州 計 178 5,765 69 5,834 82,191 26,303 55,887 2,161	تبيث			·	•				•		11,340
四 日 18 915 11 926 12,371 2,443 10,128 1,439 徳 島 17 656 12 668 4,436 2,258 2,178 4 香 川 11 454 - 454 2,886 2,017 868 20 愛 媛 18 1,086 3 1,089 16,142 5,174 10,968 138 高 知 31 784 6 790 7,080 2,242 4,839 2 中 四 計 174 8,841 173 9,014 95,283 35,569 59,714 6,843 中 四 計 174 8,841 173 9,014 95,283 35,569 59,714 6,843 佐 賀 18 531 - 531 8,214 2,967 5,247 11 九 長 崎 21 897 7 904 7,020 2,891 4,128 24 熊 本 35 1,364 19 1,383 32,567 10,949 21,618 151 大 分 17 1,073 33 1,106 14,655 3,822 10,833 1,707 別 宮 崎 24 449 - 449 5,750 667 5,083 34 鹿 児 島 28 764 1 765 7,367 3,161 4,206 188 九 州 計 178 5,765 69 5,834 82,191 26,303 55,887 2,161	•••••								•		19,754
百 川 11 454 - 454 2,886 2,017 868 20 要 媛 18 1,086 3 1,089 16,142 5,174 10,968 138 高 知 31 784 6 790 7,080 2,242 4,839 2 中 四 計 174 8,841 173 9,014 95,283 35,569 59,714 6,843 福 岡 35 687 9 696 6,618 1,846 4,771 46 佐 賀 18 531 - 531 8,214 2,967 5,247 11 九 長 崎 21 897 7 904 7,020 2,891 4,128 24 熊 本 35 1,364 19 1,383 32,567 10,949 21,618 151 大 分 17 1,073 33 1,106 14,655 3,822 10,833 1,707 州 宮 崎 24 449 - 449 5,750 667 5,083 34 東 児 島 28 764 1 765 7,367 3,161 4,206 188 <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>12,561</th>											12,561
国 愛媛 18 1,086 3 1,089 16,142 5,174 10,968 138 高知 31 784 6 790 7,080 2,242 4,839 2 中四計 174 8,841 173 9,014 95,283 35,569 59,714 6,843 福岡 35 687 9 696 6,618 1,846 4,771 46 佐賀 18 531 - 531 8,214 2,967 5,247 11 九長崎 21 897 7 904 7,020 2,891 4,128 24 熊本 35 1,364 19 1,383 32,567 10,949 21,618 151 大分 17 1,073 33 1,106 14,655 3,822 10,833 1,707 州宮崎 24 449 - 449 5,750 667 5,083 34 鹿児島 28 764 1 765 7,367 3,161 4,206 188 九州計 178 5,765 69 5,834 82,191 26,303 55,887 2,161					12				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	i	4,452
高知 31 784 6 790 7,080 2,242 4,839 2 中四計 174 8,841 173 9,014 95,283 35,569 59,714 6,843 福岡 35 687 9 696 6,618 1,846 4,771 46 佐賀 18 531 - 531 8,214 2,967 5,247 11 九長崎 21 897 7 904 7,020 2,891 4,128 24 熊本 35 1,364 19 1,383 32,567 10,949 21,618 151 大分 17 1,073 33 1,106 14,655 3,822 10,833 1,707 州宮崎 24 449 - 449 5,750 667 5,083 34 鹿児島 28 764 1 765 7,367 3,161 4,206 188 九州計 178 5,765 69 5,834 82,191 26,303 55,887 2,161	当	i 川							•		2,868
中四計 174 8,841 173 9,014 95,283 35,569 59,714 6,843 福岡 35 687 9 696 6,618 1,846 4,771 46 佐賀 18 531 - 531 8,214 2,967 5,247 11 九長崎 21 897 7 904 7,020 2,891 4,128 24 熊本 35 1,364 19 1,383 32,567 10,949 21,618 151 大分 17 1,073 33 1,106 14,655 3,822 10,833 1,707 州宮崎 24 449 - 449 5,750 667 5,083 34 鹿児島 28 764 1 765 7,367 3,161 4,206 188 九州計 178 5,765 69 5,834 82,191 26,303 55,887 2,161					3				•		16,157
福 岡 35 687 9 696 6,618 1,846 4,771 46 佐 賀 18 531 - 531 8,214 2,967 5,247 11 九 長 崎 21 897 7 904 7,020 2,891 4,128 24 熊 本 35 1,364 19 1,383 32,567 10,949 21,618 151 大 分 17 1,073 33 1,106 14,655 3,822 10,833 1,707 州 宮 崎 24 449 - 449 5,750 667 5,083 34 鹿 児 島 28 764 1 765 7,367 3,161 4,206 188 九 州 計 178 5,765 69 5,834 82,191 26,303 55,887 2,161											7,025
佐 賀 18 531 - 531 8,214 2,967 5,247 11 九 長 崎 21 897 7 904 7,020 2,891 4,128 24 熊 本 35 1,364 19 1,383 32,567 10,949 21,618 151 大 分 17 1,073 33 1,106 14,655 3,822 10,833 1,707 州 宮 崎 24 449 - 449 5,750 667 5,083 34 鹿 児 島 28 764 1 765 7,367 3,161 4,206 188 九 州 計 178 5,765 69 5,834 82,191 26,303 55,887 2,161	•										95,018
九長崎 21 897 7 904 7,020 2,891 4,128 24 熊本 35 1,364 19 1,383 32,567 10,949 21,618 151 大分 17 1,073 33 1,106 14,655 3,822 10,833 1,707 州宮崎 24 449 - 449 5,750 667 5,083 34 鹿児島 28 764 1 765 7,367 3,161 4,206 188 九州計 178 5,765 69 5,834 82,191 26,303 55,887 2,161					9				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		6,603
熊 本 35 1,364 19 1,383 32,567 10,949 21,618 151 大 分 17 1,073 33 1,106 14,655 3,822 10,833 1,707 州 宮 崎 24 449 - 449 5,750 667 5,083 34 鹿 児 島 28 764 1 765 7,367 3,161 4,206 188 九 州 計 178 5,765 69 5,834 82,191 26,303 55,887 2,161					-				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		8,206
大分 17 1,073 33 1,106 14,655 3,822 10,833 1,707 州宮崎 24 449 - 449 5,750 667 5,083 34 鹿児島 28 764 1 765 7,367 3,161 4,206 188 九州計 178 5,765 69 5,834 82,191 26,303 55,887 2,161				†·····				1	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		6,961
州 宮 崎 24 449 - 449 5,750 667 5,083 34 鹿児島 28 764 1 765 7,367 3,161 4,206 188 九州計 178 5,765 69 5,834 82,191 26,303 55,887 2,161								4	•		32,537
鹿児島 28 764 1 765 7,367 3,161 4,206 188 九州計 178 5,765 69 5,834 82,191 26,303 55,887 2,161					33						14,490
九州計 178 5,765 69 5,834 82,191 26,303 55,887 2,161				†·····	-						5,738
	農	見 児 島									7,353
										2,161	81,888
沖縄 9 9 1 10 3,839 5 3,834 -										-	3,861
											341,499
全国計 1,031 28,301 458 28,759 664,418 136,675 527,743 13,415 6	È									13,415	664,540

注:1 四捨五入の関係で計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

² 加算単価面積は規模拡大加算、土地利用調整加算、耕作放棄地復旧加算、法人設立加算の交付見込み面積の累計である。

農業生産活動等の体制整備に向けた積極的な取組事例

耕作放棄地の解消に取り組んでいる事例

集落ぐるみで実施した耕作放棄地の解消(富山県砺波市 芹谷)

農業者の高齢化等による離農によって耕作放棄の増加が懸念されたことから、農業者・非農業者が協力して、交付金を活用した共同取組活動に取り組み、集落内の1.2haの農地を復旧した。

地場産農産物の加工・販売を実施している事例

冬期の所得を確保するために米・大豆を加工・販売(青森県土和田市 光堂) 冬場の所得確保のため、共同取組活動として、集落内の農産物加工センターで米、 大豆を使用した味噌、麹、ポン菓子等の製造に取り組み、道の駅の直売所で販売し ている。これら取り組みにより、集落内に一体感と活力が醸成された。

都市住民等との交流を実施している事例

直接支払いで地区の活力を高めて明日の村づくり(富山県高岡市 西広谷)

集落の伝統文化を集落全体で次の新しい世代に引き継ぐために、集落の協働の意識を高めることを目指して直接支払いを活用した取り組みを開始した。炭焼き、獅子舞等地域の伝統文化を通じた都市住民との交流をとおして地域の若者の中に『自分たちの集落は自分で守る』という意識が育っている。

集落営農組織の育成を行っている事例

農作業の共同化から集落営農の推進(石川県小松市 滝ケ原町)

集落協定の締結を契機に集落内で話し合いを進め、非農家も含めた集落全体による水路・農道等の維持・管理や農地保全に取り組むとともに、平成17年4月には 集落営農組合に設立・発展させた。これら取り組みにより、農作業の共同化が図られ高齢化が進む地域農業者の負担が軽減されている。

中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等直接支払制度の継続的な実施

1

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等に おいて、多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動 等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進するとの考えの下で、本制度を継続的に 実施する。

2 事業の内容

(1) 対象地域及び対象農用地

の地域振興立法等の指定地域のうち、の要件に該当する農用地区域内に存する 1 h a 以上の一団の農用地

対象地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地 域及び都道府県知事が指定する地域

対象農用地

- 急傾斜農用地(田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上)
- 自然条件により小区画・不整形な田(大多数が30a未満で平均20a以下)
- 草地比率の高い(70%以上)地域の草地 市町村長が必要と認めた農用地(緩傾斜農用地(田1/100以上1/20未満、畑、 草地及び採草放牧地8度以上15度未満) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地)
- オ 都道府県知事が定める基準に該当する農用地

(2) 対象行為

集落協定等に基づき、 集落の将来像を明確化した活動計画の下での5年間以上継 続して行われる農業生産活動等、 一定の要件の下での農用地保全体制の整備(必須 要件)や地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動(選択的必須要件) の実施。

(3) 対象者

集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者 等(第3セクター、生産組織等を含む。)

(4) 交付単価

地 目	区分	基礎単価 (10a当たり単価)	体制整備単価(10a当たり単価)
	急傾斜	16,800円	21,000円
田	緩傾斜	6,400円	8,000円
,km	急傾斜	9,200円	11,500円
畑	緩傾斜	2,800円	3,500円
	急傾斜	8,400円	10,500円
草地	緩傾斜	2,400円	3,000円
	草地比率の高い草地	1,200円	1,500円
拉井北北	急傾斜	800円	1,000円
探草放牧地 	緩傾斜	2 4 0 円	300円

注1)(2)の対象行為において を取り組む場合の交付単価は基礎単価とする。 注2)(2)の対象行為において に加えて を取り組む場合の交付単価は体制整備単価とする。 注3)以下の取組を実施する場合は、取組に応じて田で500円~1,500円/10a、畑・草地で500円/10a等の上乗せ を行う。

担い手への農地利用集積を新たに一定割合以上行う場合

新規就農者や担い手が条件不利な農地を引き受けて規模拡大する場合

一定規模以上の耕作放棄地の復旧を行う場合

法人を設立する場合

3 事業実施主体等

(1) 事業実施期間:平成17年度~平成21年度

(2) 事業実施主体:中山間地域等の市町村

(3) 補 助率:定額